

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成29年1月4日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成28年9月27日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

(1)

(2)

(3)

[REDACTED]

3

[REDACTED]

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

6

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

7

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

8

[REDACTED]

9

[REDACTED]

10

[REDACTED]

11

[REDACTED]

12

[REDACTED]

13

14

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張（審査請求書）

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張する。

- (1) 当初、処分庁の職員は、6月14日及び15日の就労収入合計 [REDACTED] は、6月分保護費の収入認定の対象となり、就労収入の認定に用いる基礎控除（後記「理由」の1(3)イ）内であるため、収入認定しないと説明していた。
- (2) その後、処分庁の職員は、6月14日及び15日の就労収入は、それぞれ2日後に受給されたことから、同月15日以降の収入となるため、6月分保護費ではなく、7月分保護費の収入認定の対象となると説明を変えた。
- (3) 処分庁の職員の説明は不当であり、原処分から [REDACTED] を控除するよう求める。

2 処分庁の主張（弁明書）

- (1) 被保護者がどの範囲で得た収入を月額と判断するべきかについては、処分庁が被保護者の状況を勘案して個別に定め、適正に収入認定すべきものである。
- (2) 処分庁では、被保護者の当月16日から翌月15日目までの収入を月額として

認定することとしており（以下「処分庁の取扱い」という。）、このことは、①被保護者が月の下旬に得た収入を同月分の扶助費において認定すれば、被保護者の月の上旬から中旬までの生活費が不足すること、②各月の保護費をその前月の下旬までに決定する必要があるという実務上の制約があり、早期に収入認定の額、ひいては扶助額を確定させ、被保護者が後に返還等をすることを防止できることから、合理的な理由がある。

- (3) 原処分は、上記のとおり、法令及び関係規程等に即した適法かつ正当なものであり、何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

その上で、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている

事務)等は、第一号法定受託事務(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号及び別表第1)とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)を定めており、これを踏まえ、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が定められている。

(3) 要保護者の収入等の認定について

ア 収入の月額認定について

法第8条第1項に関する処理基準によると、被保護者の収入の認定は月額により、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3か月間程度における収入額を標準として定めた額によることとされている(次官通知第8の2)。

イ 基礎控除について

勤労収入を得ている者については、当該月の就労に伴う収入金額に対応して、次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づく基礎控除を認定することとされている(局長通知第8の3)。

ウ 保護受給中の新規就労に伴う収入認定について

保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限って、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこととされている。また、この取扱いの適用を受けた者に係る翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取扱うものとされている(局長通知第10の2(7)オ)。

(4) 法第63条に関する処理基準

ア 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活費に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている（問答集第13の5(1)）。

イ しかしながら、保護受給中に資力が発生し、その返還対象となる収入が勤労収入であり、これに法第63条を適用する場合は、必要経費のほか、基礎控除などを適用すべきとされている（問答集13の23(2)）。

2. 判断

(1) 原処分について

ア 保護は、前記1(1)のとおり、最低生活費からその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされていることから、被保護者に就労収入がある場合、これを最低生活費から差し引いた額を扶助額とするものである。

本件において、請求人は保護受給中に就労を開始したものの、就労収入の見込額の報告を行わなかったことから（前記「事案の概要」の2(3)）、処分庁は当該収入を事前に認定できず（同3(1)）、請求人から就労後に就労収入等の報告があったため（同5、6及び7(1)）、保護費に過支給が生じたことが認められる。これに対して、当初、処分庁は翌月以降の保護費で調整する方針だったが（同3(1)及び(2)）、請求人から保護費を減額されると生活が困難になるとの申立てがあり（同4）、請求人との面接の経緯等も踏まえ（同6、7(2)及び9）、原処分が行われたものである（同11）。

なお、原処分をみると、請求人から収入申告のあった就労収入から、前記1(3)イ及び同(4)イのとおり、必要経費及び基礎控除額を控除している。

ことが認められる（前記「事案の概要」の9）。

イ そこで本件審査請求の内容を整理すると、保護費に過支給額が生じた事実関係に争いはなく、請求人は返還額の算出の前提となる処分庁の収入認定が違法又は不当と主張しているから（前記「審理関係人の主張の要旨」の1.(1)から(3)まで）、以下、処分庁の収入認定について検討する。

(ア) 被保護者が保護継続中に新規に就労した場合における当該新規就労による収入は、処理基準によれば、前記1(3)ウのとおり、当該月の収入として計上することが不適當であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこととされているから、原則は当該月の収入とした上で、同イのとおり、当該月の収入金額に対応する基礎控除を認定すべきものである。

(イ) もっとも、例えば、月末に支給される給与を当該月の収入として認定し、保護費を支給すれば、月末までの間、最低生活を維持するのが困難となる場合が想定されることから、処理基準は、前記(ア)の原則に対する例外を認め、こうした場合にあっては、当該月の収入であってもその翌月の収入とみなして取扱うことができることとしたものであり、このような処理基準は、新規就労による収入がいつの時点の生活費に充てられるのかという点に着目して、適切な収入認定を求める趣旨であると解される。

(ウ) そこで本件についてみると、請求人の雇用形態は「日雇い」、給料は「日給」で、給料支給日は「請求した2日後に支給」とされており（前記「事案の概要」の5）、実際に、請求人は、就労日の数日後には日給を受給し、本件6月収入は「 」、本件7月収入は「 」であったことが認められるから（同6）、原則として、それぞれの収入額に対応した基礎控除を認定した上で、収入認定すべきものである。また、一般的に、日給による収入は、日々の生活費に充てられるべきも

のであり、本件においても、同4のとおり、新規就労による収入を費消している事実が認められることからすると、処理基準の例外事由を適用すべき特段の事情は認められないというべきである。

(エ) とりわけ、本件にあつては、処理基準の原則に従えば、本件6月収入及び本件7月収入のいずれについても、それぞれ基礎控除の適用を受けることとなり、処分庁の取扱いによれば、本件6月収入及び本件7月収入の合計額に基礎控除が適用されることとなり、基礎控除の額自体も請求人にとって不利になるという結果を招くものであること、就労収入の基礎控除が、勤労意欲の助長、自立助長という性格を有するものであることを併せ考慮すれば、処分庁としては原処分を行うに当たって、処分庁の取扱いによるべきか否かをより慎重に検討すべきあつたというべきである。

(オ) この点、処分庁は、処分庁の取扱いについて、被保護者がどの範囲で得た収入を月額と判断するべきかについては、処分庁が被保護者の状況を勘案して個別に定め、適正に収入認定すべきであると主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2(1)）。

この主張の趣旨が、収入認定の対象となる月額の判断について、処理基準に定める収入認定の取扱い（前記1(3)ウ）にかかわらず、保護の実施機関の自由裁量に委ねられているというものであるとすれば、そうした主張は採用し得ないことはいうまでもないが、処分庁の取扱いが処理基準に定める収入認定の取扱いに抵触するものではないという主張であると解したとしても、原則は当該月の収入として認定するものであり、翌月の収入として差し支えないとされるのは、処理基準に定める場合（同ウ）に限られる取扱いであるところ、この取扱いを適用したことが認められないことから、この点に関する処分庁の主張は採用することはできない。

(h) また、処分庁は、処分庁の取扱いが、①被保護者が月の下旬に得た収入を同月分の扶助費において認定すれば、被保護者の月の上旬から中旬までの生活費が不足すること、②各月の保護費をその前月までの下旬までに決定する必要があるという実務上の制約があり、早期に収入認定の額、ひいては扶助額を確定させ、被保護者が後に返還等をすることを防止できることから、合理的な理由があると主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2(2)）。

しかし、本件においては、本件6月収入及び本件7月収入のいずれについても、請求人の各月の保護費から差し引くことはせず、結局は、法第63条の返還によることとしたものであるから、保護費から差し引くことを前提とした処分庁の主張は、原処分の適法性を裏付けるものとして採用することはできない。

(2) 上記のとおり、原処分は収入認定に係る処理基準の解釈運用に誤りがあって不当なものであり、改めて処分庁において返還額を算定し直す必要があると認められることから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成29年11月10日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

